

「地上放送のデジタル化の取組状況」について

平成23年6月6日
情報流通行政局地上放送課

1. 現 状

本年7月24日に、全国においてアナログ放送を停止して、地上放送の完全デジタル化を実現する予定であった。

2. 今 後

下記を基本として具体的な検討に着手する。

- ① 震災の影響にかんがみ、岩手、宮城、福島については、アナログ放送を延長する。

なお、延期期間は、法律上の最長の期間を来年7月24日として、実際に延期する期間はできるだけ早く(本年7月24日までに)別途告示で定める。

- ② 岩手、宮城、福島以外の全国各地域は予定通り本年7月24日にアナログ波を停止する。

なお、延長対象としない県の被災地域は、予算・人材等を投入し集中的な対策を実施する。

3. その他

上記変更には、電波法の特例を定める法的措置を要する。

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において地上デジタル放送の受信に必要な設備を整備することが困難となっていることに対処するため、特定の無線局区分の周波数の使用の期限及び当該周波数を使用する無線局の免許の有効期間を延長する等の電波法の特例を定める。

背景

周波数の有効利用に資する地上デジタル放送への円滑な移行を全国的に実現するため、関係者が一体となって地上デジタル放送の受信環境の整備を推進してきたところである。

平成23年3月11日の東日本大震災により甚大な被害を受けた地域においては、平成23年7月24日までに、地上デジタル放送の受信環境の整備が間に合わないと見込まれ、これに対処する必要がある。

措置事項

岩手県・宮城県・福島県における地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備を円滑に行うため、以下の措置を講じる。

- (1) 総務大臣は、当該地域における地上アナログ放送の周波数の使用の期限を平成24年7月24日を限度として延長することができることとする
- (2) (1) で延長した場合、当該地域における地上アナログ放送を行う無線局の免許の有効期間を(1)の延長した周波数の使用の期限までとする
- (3) 当該地域における(2)で延長した地上アナログ放送を行う無線局の免許人は、平成23年7月25日以降の期間について、電波利用料の納付を要しないこととする
- (4) 当該地域における(2)で延長した地上アナログ放送を行う無線局の平成23年7月25日以降の運用に要する費用の助成を電波利用料により行えることとする

施行期日

公布の日

- 東日本大震災による地デジ追加対策として、損壊したデジタル中継局や共聴施設の復旧への支援、現在実施しているチューナー支援事業の被災者への対象拡大等を行う。
(平成23年度当初予算の枠内で対応。)

《追加対策の具体的内容》

1. デジタル中継局の整備支援

- 地震・津波により損壊したデジタル中継局の整備・改修を補助対象に追加する。
- 補助率は、従来の難視対策中継局支援と同様、2/3とする。

2. 共聴施設の整備支援

- 地震・津波により損壊した共聴施設の整備・改修を補助対象に追加する。
- 補助率は、従来の共聴施設新設の場合と同様、2/3とする。(新設スキームのない集合住宅共聴は1/2)
(辺地共聴及び集合住宅共聴については、「世帯当たり3.5万円を超える場合に限る」という要件を適用せず、補助対象経費の2/3又は1/2を補助する。)

3. 暫定衛星対策の拡充

- 地震・津波により中継局・ケーブルテレビ・辺地共聴施設が損壊し、地デジ難視となった世帯を暫定衛星対策の対象に追加する。
- 補助率は従来どおり10/10とする。

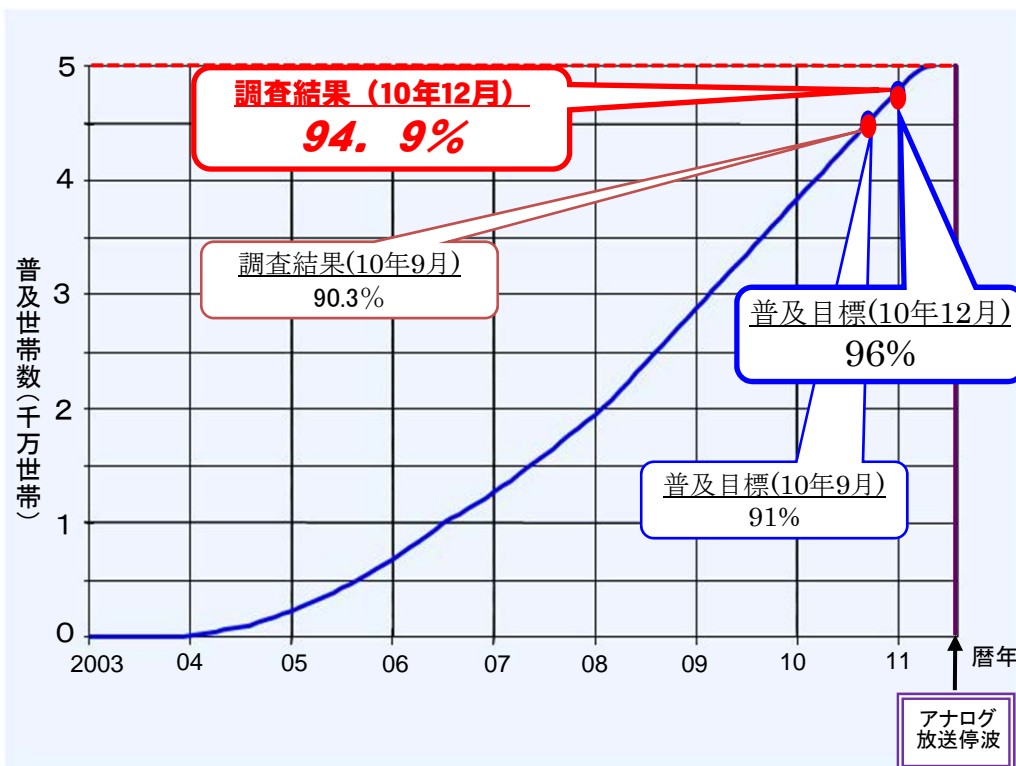
4. 低所得世帯へのチューナー支援事業の拡充

- 今回の震災を受けてNHK受信料全額免除世帯に追加された世帯(家屋が半壊・半焼・床上浸水以上、1ヶ月以上の避難勧告等)を、本事業の支援対象に追加する。(チューナーの無償給付、アンテナ改修等)
(現在、NHK受信料全額免除世帯のうち、公的扶助受給世帯、非課税の障がい者世帯、社会福祉施設入所者が対象)

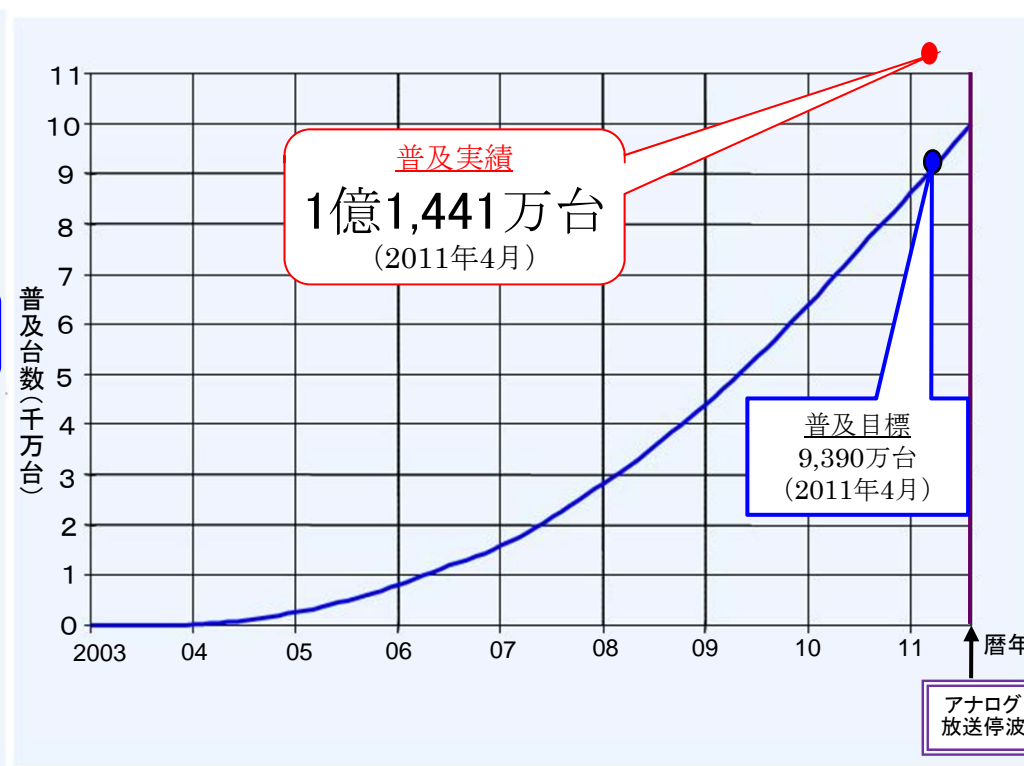
地上デジタル放送対応受信機の普及目標と現況

- 受信機の世帯普及率は、22年12月現在で94.9%
- 受信機の出荷台数は、23年4月現在で1億1,441万台

【普及世帯数の目標と実績】



【台数の目標と実績】



(出典)・普及世帯率及びアナログ停波時期の認知度については、総務省“地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査”(2010年12月)より

・普及台数については、2011年4月末、JEITA、日本ケーブルラボ調べ

地デジ視聴に必要な受信環境整備の状況

＜延期予定の岩手、宮城、福島を除いた44都道府県の状況＞

		現状(2011年4月末)	[参考] 2011年3月末	[参考] 2010年12月末
辺地共聴(自主)	対応済み	72万世帯(96.9%)	72万世帯(96.4%)	65万世帯(85.3%)
	計画あり	2.3万世帯(3.1%)	3万世帯(3.6%)	11万世帯(14.7%)
受信障害対策共聴	対応済み	推計 791万世帯(98.6%)	推計 786万世帯(98.1%)	720万世帯(89.7%)
	計画あり	推計 10万世帯(1.3%)	推計 14万世帯(1.7%)	67万世帯(8.4%)
	検討中	推計 0.8万世帯(0.1%)	推計 1.4万世帯(0.2%)	15万世帯(1.9%)
新たな難視	対応済み	23.1万世帯(83.1%)	19.1万世帯(69.9%)	8.3万世帯(32.6%)
	計画あり	4.7万世帯(16.8%)	8.2万世帯(30.0%)	16.8万世帯(66.3%)
	対策検討中	0.1万世帯(0.1%)	0.1万世帯(0.1%)	0.3万世帯(1.1%)
集合住宅共聴	対応済み	推計1,989万世帯(99.1%)	推計1,974万世帯(98.3%)	1,925万世帯(95.9%)
	未対応	推計 19万世帯(0.9%)	推計 34万世帯(1.7%)	83万世帯(4.1%)
戸建て住宅※	対応済み	推計2,150万世帯(98.3%)	推計2,150万世帯(97.7%)	推計2,080万世帯(95.6%)
	未対応	推計 40万世帯(1.7%)	推計 50万世帯(2.3%)	推計 100万世帯(4.4%)

※ 戸建て住宅は、NHKが把握している数値。

未対応高齢者世帯等への最終サポート体制（イメージ）

○ 2011年7月までに、地デジに関する情報が行き届きにくい高齢者、障がい者等の未対応世帯に対して、地デジ対応を促すべく、「地デジボランティア」、「地デジ臨時相談コーナー」等を展開し、きめ細かくサポート。また、地デジ詐欺等の悪質商法について、一般向けチラシや放送等を通じ注意喚起を強化。

地デジコールセンター

- ・アナログ停波までの期間において、放送による周知強化等に伴い、増嵩する電話問い合わせに対応できるよう、順次相談体制を強化。
- ・185席(2010年12月)→205席(2011年1月)→1000席規模(2011年7月。予定)



電話相談

地デジ臨時相談コーナー

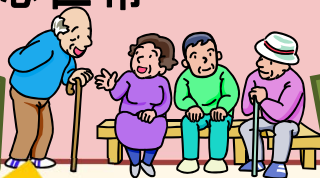
- ・アナログ終了(7月24日)前後の2か月程度
- ・全国1000箇所程度、市町村役場等に設置予定
- ・対面による窓口での個別の相談・サポート、デジサポや販売店等への取り次ぎ 等



対面相談



高齢者、障がい者等の未対応世帯



声かけ・念押し、資料配付等

専門的支援

※「地デジボランティア」や「地デジ臨時相談コーナー」で、専門的な相談があった場合には、地域デジサポへ取り次ぎ、地デジサポーター等から専門的に支援。



地デジボランティア活動

- ・2011年1月から全国展開(40万人規模)
- ・全国の地域で活動している団体に協力いただく(ボーイスカウト、母親クラブ、自治体等関係者、ボランティア団体、民生委員等)
- ・地デジ対応を促す声かけ・念押しや資料の配付
- ・お困りの世帯をデジサポへ御案内



地デジサポーターによる戸別訪問

- ・地域の電器店、ケーブルテレビ事業者が「地デジサポーター」(約2万人)として、デジタル化をサポート



デジサポ(総務省テレビ受信者支援センター:全国51箇所)が各々の活動をサポート



1 悪質商法の現状

○発生件数：68件（平成23年5月30日現在）（注）総務省が平成16年2月以降に把握しているもの
 （平成20年度：11件、平成21年度：15件、平成22年度：17件、平成23年度：2件）
 うち、高齢者が対象となったもの：28件（41%）

【典型的な手口の類型】

- （訪問型）アンテナ工事業者等を装い家庭を訪問、前金を受け取り工事を実施しないもの
- （電話型）電話で国や放送事業者等をかたり、工事の勧誘や工事代金の振込の要求等を行うもの
- （郵送型）公的機関等を装い、ビラやハガキなどにより地デジ対応の申込代金等を指定口座に振り込ませようとするもの

2 対策

○「地デジ詐欺ご用心！」運動の実施（平成23年1月24日～7月24日）

- ・『地デジ詐欺ご用心！』運動強化月間の設定
- ・消費者向けパンフレット「これって地デジ詐欺？ウソ・ホント？」による注意喚起
- ・地デジコールセンター等への相談者に対する「問いかけ型の注意喚起」の実施（平成23年2月18日から実施）等

○「悪質商法対策マニュアル」の作成・公表（平成22年7月：主として消費者相談員向け）

○民生委員への協力要請（チラシ配布）、自治体広報誌、各種資料での周知、
 デジサポによる説明会・相談会

○放送事業者が悪質商法の注意を喚起する番組等を放映



3 デジサポの対応

高齢者世帯への戸別訪問を行う等の際、ID、腕章、ユニフォームを着用。

①ID



②腕章

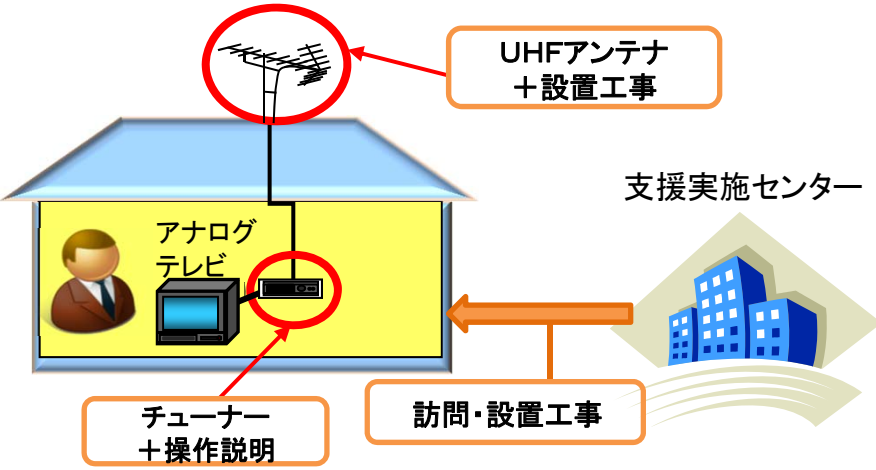


③ユニフォーム



低所得世帯への地デジチューナー等の支援

I. NHK受信料全額免除世帯への支援 (H21年度予算、22年度予算、23年度予算)



UHFアンテナ
+設置工事

アナログ
テレビ

チューナー
+操作説明

支援実施センター

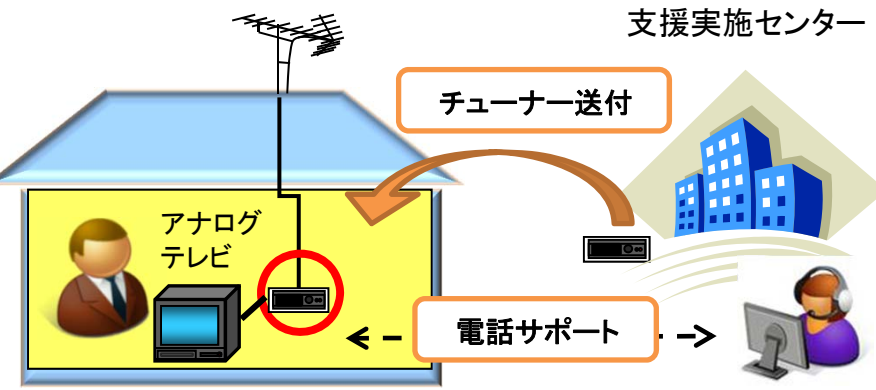
訪問・設置工事

【対象】
まだ地上デジタル放送に対応していない世帯で、次に該当するNHK受信料全額免除となる世帯

- 生活保護などの公的扶助世帯
- 障がい者のいる市町村民税非課税世帯
- 社会福祉施設入所世帯
- 平成23年3月11日以降の災害救助法適用対象となる災害被災世帯 **※H23年5月13日受付開始**

【支援内容】
簡易なチューナーの無償給付（訪問設置）
+（必要な場合）アンテナ改修等

II. 市町村民税非課税世帯（Iの対象世帯を除く。）への支援 (H22年度補正予算、23年度予算)



支援実施センター

チューナー送付

アナログ
テレビ

電話サポート

【対象】
まだ地上デジタル放送に対応していない世帯で、世帯全員が市町村民税が非課税となる世帯（Iの対象世帯を除く。）

【支援内容】
簡易なチューナーの無償給付 + 電話サポート

アナログ放送における 常時告知スーパーの訴求力強化



- ・各地域の課題や取組に応じた文言を表示（アンテナ工事の早期実施、チューナー支援など）

アナログ放送画面等を通じた徹底周知の実施



【民放】

- ・「ブルーバック」のお知らせ画面等を用いたアナログ／デジタル非サイマルPRスポットを放送（在京民放キー局では、5月第4週を「強化ウィーク」と位置付け、各社計10分のPRスポットを放送）

【NHK】

- ・アナログ放送のスポット枠やミニ番組枠を順次、デジタル化周知に移行

放送を通じた周知②（7月1日以降のアナログ放送画面）

7月1日～24日正午

カウント
ダウン
表示(※)



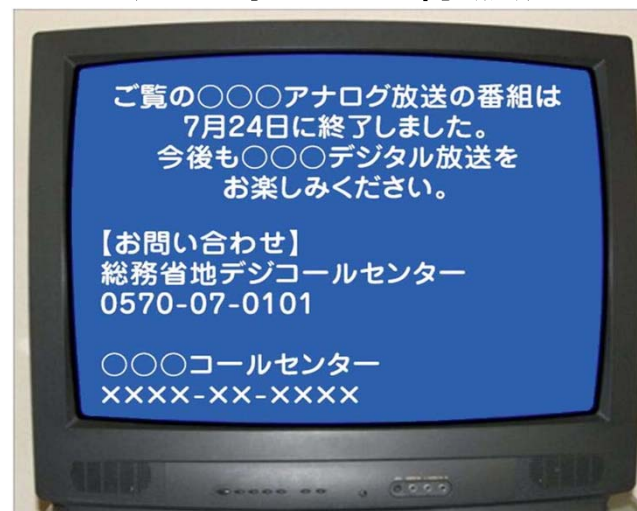
※ 文字の位置や大きさ等詳細は別途検討

定期的に全画面スーパーもしくはブルーバック等の「お知らせ画面」を短時間挿入



7月24日正午～

ブルーバックの「お知らせ画面」に全面移行
(24時までには停波)



7月25日～

